



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》“やったかいあんだからあ♪”平成27年版節税対策！

今年も残すところ2か月あまり。今こそ考えるべき個人の節税対策例や留意点についてご案内します。

1. 所得税

① 社会保険料などの支払

国民年金や国民健康保険を個人で支払っている場合、本年中に1年以内の前納を行うと、その全額が所得から控除されます。生計一の親族分も含まれます。

② 寄附金の支払、ふるさと納税

国や地方公共団体、社会福祉法人等に本年中に寄附を行うことで、その寄附金は本年分の所得金額の40%相当額まで控除することができます。地方公共団体への寄附(ふるさと納税)の場合、住民税の特別控除もあります。本年から控除額の上限が従来の2倍に拡充されていますので検討されてはいかがでしょうか？

③ 医療費の支払

12月月末までに支払った医療費(生計を一にする配偶者やその他の親族の分も含み、保険金等補てん分除く)が控除の対象となりますので、年内の治療に関して、今年の所得状況に応じて前倒しで実施したり、先延ばししたりすることも考えられます(治療が第一ですが)。

④ 特定支出控除

一昨年サラリーマンの必要経費枠が拡大しています。算出方法が緩和され、適用対象も弁護士等資格取得費、図書費、交際費、衣服費等まで拡大されました。従来全国で10人未満の利用に過ぎなかった制度が、ここ数年で急増したそうです。お勤めの方は検討されてはいかがでしょうか？

⑤ 国外財産調書制度

一昨年開始している国外財産調書制度ですが、昨年からは罰則規定も適用されています。海外に5,000万円超の財産がある方は、確定申告の要否にかかわらず、対象となります。提出の要否、過去の申告漏れの有無などご確認されてはいかがでしょうか？

2. 金融商品税制

① NISA

昨年スタートした非課税口座(NISA)。開設期間は平成35年までとされていますので、未開設、未活用の方は、年内に投資を検討されてはいかがでしょうか？なお来年から非課税限度枠は120万円に拡充され、未成年向け非課税口座(限度80万円)も始まります。

② 上場株式、公社債の益出し、損出し

上場株式と非上場株式の損益の相殺は、来年(28年)から認められなくなります。また、非課税であった公社債の売却益は来年からは申告分離課税の対象となります。年内に、益出し、損出しをご検討ください。

3. 事業主の方向け

① 経営セーフティ共済、小規模企業共済の加入・増額

個人事業主が、経営セーフティ共済や小規模企業共済を年末までに新規加入又は増額し、かつ支払えば、その支払った掛金が経費算入又は所得控除されます(前納の場合、最大で小規模共済84万円、セーフティ共済240万円まで)。個人事業主の方は是非ご検討ください。

② その他経費の先行支出

修繕、広告宣伝、少額資産の購入、短期前払費用、従業員への賞与支給等、いずれ支払う予定があるものは、年内に予定を前倒しで支出することで、経費化することをご検討ください。

4. 相続税・贈与税

① 計画的な贈与

今年から相続税については基礎控除が4割縮減され、最高税率も引上げられていますが、贈与税については一部緩和されています。複数年でコツコツ贈与することは効果的な相続税対策となり得ます。

② 住宅取得等資金の贈与

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置は適用期限が延長され、今年は1,000(省エネ・耐震住宅は1,500)万円までが非課税となります。なお来年は、消費税等8%の契約では700(1,200)万円に引下げられ、10月以降10%の契約なら2,500(3,000)万円に引上げられます。ご留意ください。

5. 消費税

課税事業者や簡易課税の選択等の諸特例の適用を来年から受けるためには届出を年内に提出する必要がありますので、この時期にご確認ください。

まとめ

上記の対策には、確定申告や青色承認等の特別な要件の具備、契約書の準備等が必要であったり、長期的な計画に基づいてこそ有効なものもあります。実行に際しては税理士等の専門家(当事務所含め)にご相談されることをお勧めします！(担当：情報企画室)